

## 令和 6 年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会議 設置要綱

### 1. 設置の趣旨

我が国に輸出入される廃棄物とその状況の変化と国際的な資源循環促進の観点から、改正特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）が平成 29 年 6 月に成立し、平成 30 年 10 月から施行している。その後、プラスチック廃棄物や e-waste の不適正処理による環境汚染の懸念からこれらについて有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）附属書の改正が決定し、また条約の規制対象となる廃棄物の見直しの議論が実施されるなどバーゼル条約の規制の見直しが活発になっている。

こうした見直しは、輸出先での不適正処理による環境や人の健康への悪影響を防ぐ観点から議論されている。廃棄物等が我が国から輸出される場合には、輸出先での不適正処理による環境や人の健康への悪影響が生じないように、環境汚染防止の措置が適切に取られるのかについて関係法令に照らして確認することが必要である。加えて、廃棄物等の不適正な輸出入を防止するための対応も併せて行う必要がある。

こうした状況を受け、技術的な知見や廃棄物等の管理や処分技術、環境関連法令に知見を持つ有識者による会議を設置し、バーゼル条約附属書の改正への対応やその見直しの議論及び廃棄物等の適正処理等を始めとする諸課題について検討を行うため、本検討会議を設置する。

### 2. 委員の構成

別紙のとおり。

### 3. 座長

座長は委員の互選により決定する。

### 4. 事務局

事務局は環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課とする。

### 5. 検討内容等の公開等

検討会議の資料及び議事概要は、原則として公開とする。ただし、処分技術にかかわる内容等が議題となる場合もあることから、座長が非公開とすることが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合は、この限りでない。原則オンラインで開催する。

別紙

令和6年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会議  
委員構成

(敬称略、委員は五十音順)

肴倉 宏史 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域(試験評価・  
適正管理研究室)室長(研究)

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

高岡 昌輝 京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻 教授

寺園 淳 国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域上級主席研  
究員

オブザーバー

検討内容に応じて、オブザーバーとして関係者を招き意見を聴取する。